

職員の給与に関する報告及び勧告 並びに人事管理に関する報告

令和4年10月

鳥取県人事委員会



令和4年10月17日

鳥取県議会議長 内 田 博 長 様
鳥取県知事 平 井 伸 治 様

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告について

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告するとともに、人事管理について別紙第3のとおり報告します。

については、この勧告の実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

ページ

別紙第1 職員の給与に関する報告

1	職員の給与の状況	1
2	民間事業所従業員の給与の状況	2
3	国家公務員の給与の状況	4
4	他の都道府県等の職員の給与の状況	5
5	生計費	5
6	その他の事情	5
7	本年の給与改定	6
8	職員の定年の引上げに伴う給与に関する措置について	8

別紙第2	職員の給与に関する勧告	10
------	-------------	----

別紙第3 人事管理に関する報告

1	勤務環境の整備	45
2	人材の確保	52
3	定年引上げへの対応	52
4	会計年度任用職員等の勤務条件	53

参考資料

1	職員給与関係資料
2	民間給与関係資料
3	労働経済関係資料
4	生計費関係資料
5	人事管理に関する報告関係資料
6	人事院勧告・報告関係資料

別紙第 1

職員の給与に関する報告

地方公共団体の職員の給与等の勤務条件は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 14 条第 1 項に、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとの情勢適応の原則が定められている。また、給与についての具体的な判断基準は、同法第 24 条第 2 項で「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されている。

本委員会は、これらの規定に基づき、本県職員の給与を取り巻く状況について調査・検討した。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与の状況

本年 4 月 1 日現在の職員の給与について調査を行った結果、職員の給与に関する条例（昭和 26 年鳥取県条例第 3 号。以下「給与条例」という。）の適用を受けている職員数は 9,685 人であった。平均年齢は、昨年と同じく 43.1 歳となっている。適用を受ける給料表は、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、教育職、研究職、医療職及び海事職の 6 種 9 給料表となっており、諸手当については、扶養手当、住居手当などの支給を受けている。

本年 4 月における給与の支給状況等は、表 1 のとおりである（参考資料第 1 表から第 3 表まで）。

表 1 給与の支給状況等（本年 4 月）

区 分		全 職 員	左のうち 行政職給料表適用職員
職 員 数		9,685 人	3,066 人
平 均 年 齢		43.1 歳	42.9 歳
平 均 経 験 年 数		20.6 年	21.0 年
平均給与月額	給 料	346,963 円	316,592 円
	扶 養 手 当	9,090 円	8,364 円
	地 域 手 当	573 円	805 円
	住 居 手 当	5,596 円	6,153 円
	その他の手当	10,900 円	9,811 円
	合 計	373,122 円	341,725 円

(注) 1 給料には、教職調整額を含む。

2 その他の手当とは、管理職手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤手当等である。

3 再任用職員は、含まれていない。

2 民間事業所従業員の給与の状況

(1) 民間給与実態調査の結果

本委員会は、職員と県内の民間事業所従業員との給与の比較を行うため、人事院等と共同して、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の 223 事業所のうち、141 事業所を無作為抽出して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が企業活動に影響を与える中での 3 年目の調査となったが、調査の重要性に対する民間事業所の理解と協力を得て、調査完了率は 88.7% と極めて高いものとなっており、調査結果は広く精確に県内の民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

県内の民間事業所における給与改定については、表 2 のとおり、従業員に対してベースアップを実施した事業所の割合が 41.6% と昨年 (27.5%) より増加し、ベースアップを中止した事業所の割合は 11.6% と昨年 (24.0%) より減少するなど、ベースアップを実施する事業所が新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の水準に回復してきている (参考資料第 18 表)。

表 2 給与改定の実施状況の推移

項 目	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
ベースアップ実施	41.6%	46.4%	35.9%	27.5%	41.6%
ベースアップ中止	12.2%	10.0%	18.3%	24.0%	11.6%
ベースダウン	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%

(注) 1 係員における状況である。

2 ベースアップの慣行がない事業所があるため、合計が 100% にはならない。

一方、県内の民間事業所における定期昇給の実施状況については、表 2-2 のとおり、従業員に対して定期昇給を実施した事業所の割合は 87.7% と昨年 (82.6%) より増加し、引き続き 80% を超える事業所が定期昇給を実施している (参考資料第 19 表)。

表 2-2 定期昇給の実施状況の推移

項 目	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
定期昇給実施	87.2%	93.9%	82.3%	82.6%	87.7%
昇給額の増	36.3%	23.8%	20.6%	13.5%	20.5%
昇給額の減	3.4%	6.8%	9.7%	8.3%	2.0%
変化なし	47.5%	63.3%	52.0%	60.8%	65.2%
定期昇給中止	0.0%	2.5%	7.8%	5.2%	2.1%

(注) 1 係員における状況である。

2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 定期昇給制度がない事業所があるため、合計が 100% にはならない。

(2) 職員と民間事業所従業員の給与水準の比較

ア ラスパイレス方式による月例給の比較

職員と県内の民間事業所従業員の月例給の比較は、職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所従業員においてはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種のもの4月分の給与月額を用い、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士を対比させることにより、精密に行っている。

職員と民間事業所従業員では人員構成が異なっているにもかかわらず、単純平均したものを使用すれば、平均年齢の違いによる平均給与額の違いが考慮されないなど、集団同士の給与水準を比較する上では適当でない。

給与を決定する際の基礎的な要素（役職段階、年齢及び学歴）を統一させて比較する方式（ラスパイレス方式）により比較することで、より精確に給与水準の実態を反映したものになり、この方式は、現在では国家公務員をはじめ全国の地方公務員の統一的な給与比較方法として定着している。

本県においても、職員と県内の民間事業所従業員の月例給を比較するに当たっては、引き続きラスパイレス方式を採用することが適当である。

なお、比較のための調査対象事業所については、企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能なこと、同一企業においては、一般的に、当該企業に勤務する従業員の給与について、当該従業員が勤務する事業所の規模による差を設けていないと考えられることなどから、引き続き国や他の都道府県等と同様、企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の事業所を対象とすることが適当である。

イ 公民給与の比較

(ア) 月例給

本年4月分として支給された諸手当を含む給与額について、職員と民間事業所の従業員の額をラスパイレス方式により比較したところ、表3のとおり民間事業所従業員の額が職員の額を1,169円(0.34%)上回る結果となった(参考資料第17表)。

表3 月例給の比較

区 分	民間事業所 従業員 (A)	職員 (B)	公民較差 (A-B)
月 例 給 (令和4年4月分)	346,146 円	344,977 円	1,169 円 (0.34%)

(注) 1 職員及び民間事業所従業員とも本年度の新規学卒の採用者を、職員は更に県外事務所に勤務する者を除いている。

2 職員は、行政職給料表適用者から1に掲げる者を除いた上で民間事業所従業員と比較が可能な2,949人を対象としているため、職員の月例給の額は、1ページの平均給与月

額とは異なる。

(イ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給月数は、表4のとおり所定内給与月額
の4.08月分であり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数3.95
月分を0.13月分上回る結果となった（参考資料第22表）。

表4 特別給の比較

区 分	民間事業所 従業員 (A)	職員 (B)	公民較差 (A-B)
特 別 給 (令和3年8月～令和4年7月)	4.08月分	3.95月分	0.13月分

3 国家公務員の給与の状況

(1) 国家公務員の給与の状況

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける国家公務員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職など11種17俸給表並びに特定任期付職員俸給表及び任期付研究員俸給表の適用を受けている。

人事院が行った令和4年国家公務員給与等実態調査によると、本年4月における給与の支給状況等は、表5のとおりである。

表5 国家公務員の給与の支給状況等

区 分		全 職 員	左のうち行政職俸給表(一)適用職員
職 員 数		253,401人	139,947人
平 均 年 齢		42.5歳	42.7歳
平 均 経 験 年 数		20.7年	20.7年
平均給与月額	俸 給	334,711円	323,711円
	扶 養 手 当	9,264円	8,852円
	俸給の特別調整額	11,956円	12,655円
	地 域 手 当 等	43,123円	43,644円
	住 居 手 当	6,510円	7,129円
	そ の 他 の 手 当	7,500円	9,058円
	合 計	413,064円	405,049円

(注)1 俸給には、俸給の調整額を含む。

2 地域手当等には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。

(2) 県職員と国家公務員の給与水準の比較

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県の行政職給料表の適用を受ける職員の昨年4月1日現在の俸給月額・給料月額を学歴別及び経験年数別にラスパイレス方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合の本県職員の指数は95.5となっている。

表6 国公ラスパイレス指数

年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
国公ラスパイレス指数	94.8	95.3	95.3	95.4	95.5

(3) 人事院勧告等の内容

人事院においては、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の約54,900の民間事業所のうちから、無作為抽出した約11,800の事業所について「職種別民間給与実態調査」を実施した。その結果、本年4月に支給された国家公務員の給与は、民間事業所従業員の給与を921円(0.23%)下回っていること、また、特別給の年間支給月数について国家公務員が民間事業所従業員を0.11月分下回っていることが判明したとして、本年8月8日衆議院及び参議院の両議長並びに内閣総理大臣に対して職員の給与等に関する報告・勧告を行った。

その概要は、別添のとおりである(参考資料6)。

4 他の都道府県等の職員の給与の状況

他の都道府県等の職員の給与については、それぞれの事情はあるものの、概ね本県と同様に国と類似の給与制度をとっている。

また、給与改定に際しては、概ねそれぞれの地域の実態を反映した勧告が行われている。

5 生計費

総務省統計局による「家計調査」を基礎に算出した本年4月における鳥取市の世帯人員別の標準生計費は、表7のとおりである(参考資料第27表)。

表7 鳥取市の標準生計費(本年4月)

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
標準生計費	93,300円	146,570円	156,880円	167,250円	177,640円

6 その他の事情

最近の我が国全体の経済・雇用情勢をみると、景気は、緩やかに持ち直している。先行きについては、ウィズコロナの新たな段階への移行が進められ

る中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。（注1）

本県の状況をみると、景気の基調は、令和3年夏頃から足踏みが見られるも、令和4年1月頃から持ち直しの動きが見られる。また、景気の先行きを示す指標については、3か月平均で下向くも、景気の先行きは、持ち直しの動きが見込まれる。（注2）

（注）1 出典：内閣府 令和4年9月 「月例経済報告」

2 出典：鳥取県令和新时代創造本部統計課 令和4年10月 「鳥取県の経済動向」

7 本年の給与改定

（1）給与改定の考え方

ア 月例給

これまで、本委員会では、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、国及び他の地方公共団体の動向も見ながら、職種別民間給与実態調査に表れた地域の民間事業所従業員の給与水準を、より適切に反映させるよう努めてきたところである。この結果、本県職員の給与水準は、国や他の都道府県と比べると、月例給、特別給ともに全国で最も低い水準となっている。

本年の職種別民間給与実態調査によると、2の(2)のイの(ア)のとおり本年4月時点における県職員の給与が民間事業所従業員の給与を1,169円(0.34%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

本年の人事院勧告においては、民間企業における初任給の動向等を踏まえ、俸給表について初任給を含む若年層を中心に改定することとされている。近年、本県の給与制度については、公務としての類似性等を勘案し、国の制度を基本としていること、本県における初任給等の状況は概ね国と同様であることなどから、給料表の改定に当たっては、本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行うことが適当であり、この改定により、県職員の月例給と民間事業所従業員の月例給の較差は553円(0.16%)に縮小する。

また、子に係る扶養手当額について本県においては9,200円としているところであり、子に係る扶養手当額を国と同額の10,000円に引き上げることが適当である。なお、この引上げにより、県職員の月例給と民間事業所従業員の月例給の較差は15円(0.00%)となり、ほぼ均衡した水準となる。

イ 特別給

特別給については、2の(2)のイの(イ)のとおり、県職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が民間事業所の特別給の支給月数を0.13月分下回っていたことから、昨年8月から本年7月までの1年間における民間

の特別給の支給月数に見合うよう、支給月数を引き上げる必要がある。

本年の人事院勧告においては、支給月数の引上げ分について、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分することとされている。本県における配分についても、国及び他の地方公共団体の期末手当及び勤勉手当の支給月数等の状況並びに民間の特別給のうち考課査定分の支給割合の状況等も踏まえ、勤勉手当に配分することが適当であると判断した。

(2) 改定の内容

ア 給料表

(ア) 行政職給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年の人事院勧告による俸給表に準じた改定を行うこととし、給料表の水準を平均0.2%引き上げることとする。

(イ) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本としつつ、本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行う。

イ 諸手当

(ア) 扶養手当

子に係る手当額について、子1人につき10,000円とする。

(イ) 期末手当・勤勉手当

昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き上げ、4.10月分とする。支給月数の引上げ分は勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の勤勉手当の支給割合を0.925月分（特定幹部職員にあっては1.125月分）とする。令和5年度以降については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（特定幹部職員にあっては1.05月分）とする。

また、任期付研究員及び任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げる。

なお、会計年度任用職員の期末手当については、勤勉手当が措置されていない状況を勘案し、当分の間、常勤職員の特別給の改定率を考慮して支給月数を定めることが適当である。

(3) 実施時期

改定は、令和4年4月1日から実施する。

ただし、期末手当・勤勉手当の改定のうち、勤勉手当の支給月数の引上

げは、令和4年12月1日から実施し、勤勉手当の6月期と12月期の支給割合の変更は、令和5年度から実施する。

8 職員の定年の引上げに伴う給与に関する措置について

改正地方公務員法（令和3年法律第63号）の施行等を踏まえ、本県においても職員の定年が段階的に引き上げられることとなったところである。

定年の引上げに伴う給与に関する措置については、国や他の地方公共団体との均衡及び高齢期の職員のより一層の能力発揮の観点から、国に準じることを基本としつつ、以下の措置を講じることが適当である。

(1) 再任用職員の給与

定年の引上げに伴い、60歳を超える職員の給料月額は、当分の間、60歳前の7割水準に設定されたところである。

また、定年の引上げに伴い、定年前再任用短時間勤務職員が導入され、現行の再任用職員は廃止されることとなるが、定年の段階的な引上げ期間においては、暫定再任用職員として65歳までの継続的な勤務を可能とする制度が設けられた。

これらの定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の給与について、国においては今回廃止される現行の再任用職員を基本とした取扱いとするとともに、今後、給与制度のアップデートを図る中で定年前再任用短時間勤務職員等をめぐる状況を踏まえた給与についても検討することとされているが、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の職務内容及び職責は定年引上げの対象となる職員と変わらないことから、給料月額についても上記水準との均衡に配慮して決定することが適当である。

また、期末手当・勤勉手当の支給割合についても、同様に定年引上げの対象となる職員の期末手当・勤勉手当の支給割合との均衡に配慮して決定することが適当である。

(2) 50歳を超える職員の昇給の基準の改定

本県における50歳を超える職員の標準昇給号給数（※）は2号給（55歳を超える職員にあっては、1号給）と、国や多くの都道府県に比べて早期から抑制されており、また60歳までの昇給号給数も少なくなっているところである。

定年引上げの趣旨である高齢期の職員の最大限の活用を実現するためには、高齢期の職員が意欲を持って職務に従事できることが重要であることから、50歳を超える職員が昇給日前1年間に良好な成績で勤務した場合の昇給の標準号給数を、国に準じて4号給（55歳を超える職員にあっては、0号給）に改定することが適当である。

なお、昇給の基準の改定については、令和5年4月1日から実施することとし、当該改定に伴う昇給に係る所要の経過措置を設けることが適当である。

（※）職員が昇給日前1年間に良好な成績で勤務した場合の昇給の標準号給数

本県職員の給与は国や他の都道府県の職員に比べ低い水準が続いてきているところであるが、このような中であっても、本県職員は、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するための業務をはじめ、県民のために全力で働いている。引き続き全体の奉仕者として職務を遂行していただくことを期待するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第 2

職員の給与に関する勧告

職員の給与について、次の措置を講じることを勧告する。

1 職員の給与に関する条例（昭和 26 年鳥取県条例第 3 号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 扶養手当

子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第 8 条第 4 項の規定により加算される前の額）を 1 人につき 10,000 円とすること。

イ 期末手当・勤勉手当

(ア) 令和 4 年 12 月期の支給割合

勤勉手当の支給割合を 0.925 月分（特定幹部職員にあっては 1.125 月分）とすること。

(イ) 令和 5 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.85 月分（特定幹部職員にあっては 1.05 月分）とすること。

(3) 職員の定年の引上げに伴う給与に関する措置

ア 再任用職員の給与

(ア) 給料表

職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年鳥取県条例第 26 号）による改正後の給料表のうち、定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額を別記第 2 のとおり改定すること。

また、同欄の適用を受ける職員について退職した日（当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日までに管理監督職勤務上限年齢制により他の職への降任又は降給を伴う転任をされた場合は、当該降任等をされた日の前日）の職務の級及び号給に応じる額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）が同欄に掲げる額に達しない場合は当該得た額をもって同欄に掲げる基準給料月額とすること。

(イ) 期末手当・勤勉手当

定年前再任用短時間勤務職員の期末手当・勤勉手当の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当・勤勉手当の支給割合と同月分とすること。

イ 高齢者層の昇給制度

50歳を超える職員が昇給日前1年間の全部を良好な成績で勤務した場合における標準の昇給の号給数を4号給(55歳を超える職員にあっては0号給)とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.625月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第4のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和4年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.625月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。

4 改定の実施時期

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては、令和4年12月1日から、1の(2)のイの(イ)、(3)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては、令和5年4月1日から実施すること。

(2) 経過措置

1の(3)のイの改定に伴い、所要の経過措置を講じること。

別記第1
行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000		
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700		
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400		
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200		
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700			
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000			
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300			

57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			
109		299,500	348,500			
110		299,900	348,900			
111		300,300	349,200			
112		300,600	349,500			
113		300,800	350,000			
114		301,000	350,400			
115		301,300	350,700			
116		301,700	351,000			

	117		301,900	351,500						
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考

この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	
	39	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	
	40	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	
	41	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	
	42	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	
	43	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	
	44	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	
	45	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	
	46	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
	49	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
	50	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
	51	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
	52	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
	53	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
	54	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	
	55	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
56	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400		

57	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
58	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	
59	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	
60	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	
61	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	
62	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300	
63	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600	
64	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
65	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
66	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
67	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
68	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
69	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
70	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
71	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
72	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
73	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
74	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
75	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
76	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
77	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
78	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
79	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
80	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
81	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
82	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500		
83	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800		
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000		
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200		
86	292,200	312,900	339,600	379,900		423,500		
87	293,100	314,200	341,100	380,400		423,800		
88	294,300	315,700	342,600	381,000		424,000		
89	295,300	317,200	343,900	381,600		424,200		
90	296,500	318,700	345,100	382,200		424,500		
91	297,600	320,100	346,400	382,800		424,800		
92	298,800	321,600	347,700	383,400		425,000		
93	299,300	322,900	349,100	383,700		425,200		
94	300,600	324,200	350,600	384,200				
95	301,700	325,600	352,100	384,800				
96	303,000	326,900	353,600	385,300				
97	304,100	328,100	354,900	385,700				
98	305,300	329,400	356,100	386,100				
99	306,500	330,700	357,200	386,700				
100	307,700	332,000	358,400	387,200				
101	308,900	333,400	359,500	387,600				
102	309,900	334,300	360,600	388,100				
103	311,000	335,400	361,700	388,700				
104	312,000	336,600	362,900	389,200				
105	312,800	337,700	364,100	389,500				
106	313,400	338,800	364,600	389,900				
107	314,000	339,800	365,200	390,400				
108	314,700	340,900	365,800	390,700				
109	315,200	342,100	366,400	391,000				
110	315,700	343,100	366,900	391,500				
111	316,200	344,100	367,400	392,000				
112	316,800	345,000	367,900	392,500				
113	317,600	345,900	368,300	392,800				
114	318,300	346,800	368,700	393,300				
115	319,000	347,800	369,300	393,800				
116	319,700	348,800	369,800	394,300				

117	320,300	349,800	370,200	394,600						
118	321,100	350,300	370,700	395,100						
119	321,800	350,900	371,300	395,600						
120	322,600	351,500	371,800	396,100						
121	323,200	351,800	372,000	396,500						
122	323,500	352,200	372,500	397,000						
123	324,000	352,700	373,000	397,400						
124	324,500	353,100	373,400	397,900						
125	324,800	353,500	373,900	398,300						
126		353,900	374,400							
127		354,400	374,900							
128		354,800	375,400							
129		355,200	375,700							
130		355,600	376,200							
131		356,000	376,700							
132		356,400	377,200							
133		356,600	377,500							
134		357,100	378,000							
135		357,500	378,400							
136		357,800	378,800							
137		358,100	379,100							
138		358,500	379,600							
139		359,000	380,100							
140		359,500	380,600							
141		359,800	380,900							
142		360,300	381,400							
143		360,800	381,900							
144		361,300	382,400							
145		361,600	382,700							
再任用職員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	

備考

この表は、警察官に適用する。

教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	346,200	400,300	474,000
	39	233,300	287,400	348,400	401,700	474,700
	40	235,100	289,200	350,500	403,100	475,400
	41	236,800	290,600	352,400	404,800	476,000
	42	238,500	292,700	354,500	406,200	476,700
	43	240,100	294,700	356,400	407,500	477,400
	44	241,700	296,900	358,500	409,000	478,100

45	242,900	298,900	360,300	410,600	478,700
46	244,200	301,300	362,300	411,900	479,400
47	245,500	303,500	364,200	413,400	480,100
48	246,600	306,100	366,200	415,000	480,800
49	247,900	308,300	367,800	416,700	481,400
50	249,300	310,700	369,600	418,100	
51	250,500	313,000	371,500	419,700	
52	251,900	315,200	373,500	421,200	
53	253,000	317,300	375,300	422,900	
54	254,200	319,100	377,100	424,400	
55	255,500	320,700	378,900	426,000	
56	256,500	322,300	380,600	427,600	
57	257,800	324,200	382,100	429,100	
58	258,500	326,300	383,700	430,600	
59	259,600	328,400	385,400	431,800	
60	260,600	330,400	387,100	433,000	
61	261,700	332,500	388,300	434,200	
62	262,600	334,600	389,700	435,500	
63	263,700	336,800	391,100	436,800	
64	264,500	339,000	392,400	438,000	
65	265,800	340,700	393,800	439,200	
66	267,200	342,900	395,000	440,400	
67	268,600	344,900	396,400	441,600	
68	270,200	347,100	397,800	442,800	
69	271,500	348,900	399,100	444,000	
70	272,800	350,800	400,400	445,200	
71	274,100	352,800	401,800	446,400	
72	275,400	354,800	403,100	447,600	
73	276,400	356,400	404,400	448,700	
74	277,600	358,300	405,800	449,300	
75	278,900	360,100	407,200	449,800	
76	279,900	362,000	408,500	450,300	
77	280,800	363,800	409,700	450,800	
78	281,800	365,500	410,900	451,400	
79	282,800	367,200	412,200	451,900	
80	283,800	368,800	413,600	452,400	
81	284,900	370,300	414,900	452,900	
82	286,100	371,800	416,100	453,500	
83	287,300	373,300	417,100	454,000	
84	288,500	374,700	418,300	454,500	
85	289,500	375,800	419,500	455,000	
86	290,600	377,200	420,700	455,600	
87	291,600	378,600	421,900	456,100	
88	292,800	379,900	422,900	456,600	
89	293,900	381,200	424,000	457,100	
90	295,000	382,500	425,000		
91	296,200	383,700	426,000		
92	297,400	385,000	427,000		

93	297,900	386,300	427,900
94	298,900	387,400	428,700
95	300,000	388,700	429,500
96	301,200	389,900	430,300
97	302,200	391,300	431,100
98	303,300	392,300	431,500
99	304,300	393,400	431,900
100	305,400	394,400	432,300
101	306,300	395,300	432,700
102	307,400	396,300	433,000
103	308,500	397,400	433,300
104	309,500	398,500	433,600
105	310,100	399,200	433,900
106	311,000	400,100	434,200
107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	
111	314,300	404,400	
112	314,800	405,200	
113	315,400	405,800	
114	315,800	406,500	
115	316,300	407,200	
116	316,800	407,900	
117	317,400	408,500	
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	
133	323,500	413,200	
134	323,700	413,500	
135	323,900	413,800	
136	324,200	414,000	
137	324,500	414,200	
138	324,700		
139	325,000		
140	325,300		

	141	325,500				
	142	325,700				
	143	326,000				
	144	326,200				
	145	326,500				
	146	326,700				
	147	327,000				
	148	327,300				
	149	327,500				
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
	36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
	37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
	38	230,800	259,400	345,900	370,000	449,700
	39	232,500	261,900	347,900	371,300	450,200
	40	234,200	264,100	349,800	372,900	450,700
	41	235,800	266,600	351,300	374,000	451,200
	42	237,500	268,900	353,100	375,400	451,700
	43	239,100	271,100	354,700	376,800	452,200
44	240,700	273,200	356,400	378,300	452,700	

45	242,300	275,300	358,200	379,700	453,200
46	243,800	277,500	359,900	381,300	453,700
47	245,100	279,600	361,200	382,900	454,200
48	246,400	281,500	362,800	384,400	454,700
49	247,500	283,800	364,000	385,800	455,200
50	248,800	285,500	365,500	387,300	
51	250,200	287,400	367,100	388,800	
52	251,300	289,200	368,700	390,200	
53	252,400	290,600	370,100	391,400	
54	253,800	292,700	371,600	392,700	
55	254,800	294,700	373,100	393,800	
56	255,800	296,900	374,600	394,900	
57	257,000	298,900	376,100	396,300	
58	258,000	301,300	377,500	397,500	
59	259,100	303,500	378,900	398,700	
60	260,100	306,100	380,200	400,000	
61	261,300	308,300	381,100	401,200	
62	262,000	310,700	382,300	402,200	
63	262,900	313,000	383,500	403,600	
64	263,500	315,200	384,600	404,900	
65	264,500	317,300	385,500	406,100	
66	265,900	319,100	386,700	407,200	
67	267,000	320,700	387,700	408,400	
68	268,300	322,300	388,800	409,500	
69	269,800	324,200	390,000	410,500	
70	271,300	326,300	391,000	411,700	
71	272,600	328,400	392,100	412,900	
72	274,000	330,400	393,300	414,100	
73	274,800	332,500	394,300	414,700	
74	275,800	334,600	395,400	415,500	
75	277,000	336,800	396,500	416,200	
76	278,000	339,000	397,600	416,700	
77	279,200	340,700	398,500	417,000	
78	280,200	342,600	399,400	417,400	
79	281,400	344,300	400,400	417,800	
80	282,300	346,100	401,400	418,200	
81	283,500	347,900	402,200	418,500	
82	284,300	349,700	403,000	418,900	
83	285,300	351,100	403,700	419,300	
84	286,300	352,900	404,500	419,600	
85	287,200	354,100	405,200	419,900	
86	288,100	355,700	406,000	420,300	
87	288,800	357,200	406,700	420,700	
88	289,800	358,700	407,400	421,000	
89	290,800	360,000	408,000	421,300	
90	291,700	361,300	408,700	421,600	
91	292,600	362,700	409,200	421,900	
92	293,400	364,100	409,900	422,100	

93	293,700	365,600	410,300	422,300
94	294,400	366,900	410,700	422,600
95	295,100	368,200	411,000	422,900
96	295,900	369,400	411,300	423,100
97	296,700	370,400	411,600	423,300
98	297,500	371,400	411,900	423,600
99	298,300	372,400	412,200	423,900
100	299,000	373,400	412,400	424,100
101	299,900	374,300	412,600	424,300
102	300,400	375,300	412,900	424,600
103	300,900	376,300	413,200	424,900
104	301,400	377,300	413,400	425,100
105	301,600	378,100	413,600	425,300
106	302,000	379,000	413,900	
107	302,300	379,900	414,200	
108	302,500	380,900	414,400	
109	302,700	381,700	414,600	
110	302,900	382,700		
111	303,200	383,700		
112	303,500	384,700		
113	303,700	385,300		
114	303,900	386,200		
115	304,100	387,100		
116	304,400	388,000		
117	304,700	388,800		
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		
136		399,800		
137		400,100		
138		400,400		
139		400,700		
140		401,000		

	141		401,300			
	142		401,600			
	143		401,900			
	144		402,200			
	145		402,400			
	146		402,700			
	147		403,000			
	148		403,200			
	149		403,400			
再任用職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
	25	190,400	257,800	335,200	377,000	451,300
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	453,600
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	456,100
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	458,600
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	461,100
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	463,600
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	466,100
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	468,600
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	470,900
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	473,300
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	475,700
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	478,200
	37	212,900	282,500	354,100	397,900	480,600
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	483,100
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	485,500
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	488,000
	41	220,400	287,200	358,800	403,600	490,300
	42	222,300	287,900	359,900	404,900	492,500
	43	224,200	288,500	361,100	406,400	494,700
44	226,100	289,200	362,200	408,000	496,900	

45	227,800	289,900	363,300	409,400	498,600
46	229,700	291,000	365,800	410,600	500,100
47	231,500	292,100	368,000	412,200	501,700
48	233,300	293,200	370,600	413,800	503,200
49	234,900	294,400	372,600	415,100	504,900
50	236,700	296,600	373,600	416,500	506,300
51	238,400	298,600	374,500	418,000	507,700
52	240,000	300,800	375,500	419,400	509,200
53	241,300	302,200	376,300	420,800	510,300
54	243,000	304,000	377,800	422,200	511,500
55	244,600	305,800	379,100	423,600	512,700
56	246,100	308,000	380,700	425,000	513,900
57	247,300	309,900	381,600	426,100	514,800
58	248,500	311,900	382,200	427,400	515,800
59	249,400	313,900	383,000	428,800	516,800
60	250,300	316,000	383,800	430,100	517,800
61	251,300	317,600	384,600	430,900	518,900
62	252,200	319,700	385,200	431,800	519,800
63	253,100	321,900	385,900	432,800	520,500
64	254,000	323,800	386,600	433,700	521,200
65	254,900	325,800	387,300	434,600	522,000
66	255,800	328,100	388,000	435,400	
67	256,600	329,600	388,600	436,000	
68	257,200	330,100	389,200	436,800	
69	258,000	330,400	389,900	437,200	
70	259,300	330,900	390,600	437,800	
71	260,600	331,400	391,200	438,300	
72	261,800	331,900	391,800	438,800	
73	263,100	332,200	392,400	439,300	
74	264,500	332,600	393,000	439,900	
75	265,700	333,100	393,600	440,400	
76	266,700	333,600	394,200	440,900	
77	267,700	334,100	394,800	441,400	
78	268,800	334,600	395,300	442,000	
79	270,000	335,100	395,800	442,500	
80	270,900	335,600	396,300	443,000	
81	272,100	336,100	397,000	443,500	
82	273,300	336,600	397,400		
83	274,500	337,100	397,900		
84	275,500	337,600	398,500		
85	276,600	338,100	399,200		
86	277,600	338,500	399,500		
87	278,700	339,000	400,000		
88	279,700	339,400	400,600		
89	280,500	339,900	401,300		
90	281,700	340,300	401,600		
91	282,700	340,800	402,100		
92	283,900	341,200	402,700		

93	284,800	341,700	403,400
94	285,800	342,100	403,700
95	286,800	342,600	403,900
96	287,800	343,000	404,200
97	288,100	343,500	404,600
98	289,000	343,900	404,900
99	289,700	344,300	405,000
100	290,600	344,700	405,200
101	291,500	345,100	405,500
102	292,200	345,300	
103	292,900	345,500	
104	293,600	345,700	
105	294,300	345,900	
106	294,800	346,100	
107	295,300	346,300	
108	295,800	346,500	
109	296,000	346,700	
110	296,400	346,900	
111	296,700	347,100	
112	297,000	347,300	
113	297,300	347,500	
114	297,600	347,700	
115	297,900	347,900	
116	298,200	348,100	
117	298,500	348,300	
118	298,900	348,500	
119	299,200	348,700	
120	299,600	348,900	
121	299,900	349,100	
122	300,100		
123	300,300		
124	300,500		
125	300,600		
126	300,800		
127	301,000		
128	301,200		
129	301,300		
130	301,500		
131	301,700		
132	301,900		
133	302,000		
134	302,200		
135	302,400		
136	302,600		
137	302,700		
138	302,900		
139	303,100		
140	303,300		

	141	303,400				
	142	303,600				
	143	303,800				
	144	304,000				
	145	304,100				
	146	304,300				
	147	304,500				
	148	304,700				
	149	304,800				
	150	305,000				
	151	305,200				
	152	305,400				
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考

この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700
	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300	

	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	
	55	387,000	460,000	511,500	
	56	387,900	461,200	512,800	
	57	388,600	462,400	513,800	
	58	389,500	463,400	514,600	
	59	390,300	464,400	515,400	
	60	391,100	465,400	516,200	
	61	391,600	466,200	517,100	
	62	392,100	466,900	517,900	
	63	392,500	467,600	518,800	
	64	393,000	468,300	519,600	
	65	393,300	469,000	520,500	
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000		
	83		479,500		
	84		480,000		
	85		480,400		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考

この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	376,100	423,600
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	381,400	427,500
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	382,900	428,700
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	384,500	429,900
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700

45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	400,000	
47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	400,500	
48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	400,900	
49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	401,300	
50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	401,600	
51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	401,900	
52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	402,200	
53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	402,500	
54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			
89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			
91		290,700	327,200	348,000			
92		290,900	327,600	348,300			

93			291,300	327,900	348,700			
94			291,500	328,100	349,000			
95			291,700	328,500	349,300			
96			292,000	328,800	349,600			
97			292,400	329,000	349,900			
98			292,700	329,300	350,300			
99			292,900	329,600	350,700			
100			293,200	329,900	351,100			
101			293,500	330,100	351,600			
102			293,700	330,400	352,000			
103			293,900	330,800	352,400			
104			294,200	331,000	352,800			
105			294,500	331,200	353,300			
106				331,400	353,700			
107				331,800	354,100			
108				332,000	354,500			
109				332,200	355,000			
110				332,600				
111				333,000				
112				333,400				
113				333,600				
114				334,000				
115				334,400				
116				334,800				
117				335,000				
118				335,400				
119				335,800				
120				336,200				
121				336,400				
122				336,800				
123				337,200				
124				337,600				
125				337,800				
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考

この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任用職員以外の職員	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	389,100	434,900
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700

45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	421,900	
55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	423,000	
56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	424,100	
57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	425,200	
58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		

93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	292,600	323,500	355,700	374,300	
111	292,800	323,800	356,200	374,800	
112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900	
114	293,700	324,900	357,700		
115	294,100	325,300	358,200		
116	294,400	325,600	358,600		
117	294,700	325,800	359,000		
118	295,000	326,100	359,400		
119	295,300	326,500	359,900		
120	295,700	326,700	360,400		
121	296,000	326,900	360,800		
122	296,400	327,200	361,300		
123	296,700	327,500	361,800		
124	297,100	327,800	362,300		
125	297,300	328,000	362,600		
126	297,500	328,300	363,100		
127	297,800	328,700	363,600		
128	298,200	328,900	364,100		
129	298,400	329,100	364,400		
130	298,700	329,300			
131	299,100	329,700			
132	299,500	329,900			
133	299,700	330,200			
134	300,000	330,600			
135	300,400	331,000			
136	300,700	331,400			
137	300,900	331,700			
138	301,200	332,100			
139	301,600	332,500			
140	301,900	332,900			

	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600	335,000					
	147	303,900	335,400					
	148	304,300	335,800					
	149	304,500	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					
	153	305,700	337,600					
	154	305,900	338,000					
	155	306,100	338,400					
	156	306,400	338,800					
	157	306,700	339,100					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考

この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海事職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	158,500	233,100	276,200	324,300	358,900
	2	159,800	234,500	278,000	326,300	361,100
	3	161,100	235,900	279,800	328,300	363,200
	4	162,400	237,000	281,600	330,300	365,600
	5	163,500	238,000	282,900	332,500	367,500
	6	165,000	239,600	284,800	334,000	370,500
	7	166,700	241,300	286,600	335,600	373,500
	8	168,300	242,800	288,400	337,000	376,300
	9	169,600	244,300	289,500	338,200	378,900
	10	171,100	245,800	291,900	340,100	381,600
	11	172,700	247,600	294,100	342,100	384,100
	12	174,300	249,200	296,200	344,300	386,300
	13	175,700	250,800	298,400	346,100	389,000
	14	177,400	252,600	300,900	348,300	391,700
	15	179,100	254,400	303,100	350,400	394,500
	16	180,800	256,100	305,400	352,700	397,200
	17	182,400	257,500	307,600	355,000	400,000
	18	184,400	259,400	309,800	357,400	402,000
	19	186,300	261,300	311,900	359,600	404,000
	20	188,200	262,900	313,800	361,900	406,000
	21	189,900	264,400	315,800	364,100	407,500
	22	191,500	265,800	316,700	366,100	409,400
	23	193,300	267,300	317,700	367,700	411,200
	24	195,100	269,000	318,700	369,200	413,200
	25	199,100	270,500	319,700	371,300	414,700
	26	201,300	272,300	320,900	373,700	416,200
	27	203,500	274,000	322,000	376,100	417,900
	28	205,700	275,600	323,400	378,400	419,600
	29	207,800	276,600	324,600	380,400	420,600
	30	209,600	278,400	326,000	382,500	422,200
	31	211,500	279,800	327,500	384,700	423,700
	32	213,400	281,300	329,100	386,800	425,300
	33	215,100	282,600	330,600	388,500	426,800
	34	216,600	283,900	331,900	390,100	428,100
	35	218,100	285,400	333,000	391,700	429,400
	36	219,600	286,700	334,500	393,500	430,600
	37	221,000	287,900	335,900	395,000	431,800
	38	222,300	289,200	337,200	396,400	432,800
	39	223,600	290,200	338,600	397,900	433,800
	40	224,800	291,300	339,800	399,400	434,800
	41	225,600	292,900	340,700	399,900	435,200
	42	226,900	293,900	341,800	401,200	435,800
	43	228,300	295,200	343,000	402,400	436,500
44	229,600	296,300	344,300	403,800	437,200	

45	230,500	297,500	345,700	405,200	437,800
46	231,800	298,400	347,100	406,600	438,100
47	233,200	299,500	348,500	408,000	438,700
48	234,500	300,400	349,900	409,300	439,200
49	235,800	301,400	350,700	410,600	439,500
50	237,100	302,500	352,100	411,500	440,200
51	238,500	303,200	353,400	412,400	440,900
52	239,900	304,400	354,800	413,300	441,600
53	240,900	305,600	356,100	413,500	442,200
54	242,400	306,400	357,500	413,900	442,900
55	243,800	307,300	358,800	414,400	443,600
56	245,100	308,100	360,200	414,900	444,200
57	246,100	309,000	360,800	415,300	444,600
58	247,000	309,800	362,000	415,500	445,300
59	247,700	310,700	363,100	416,100	446,000
60	248,700	311,500	364,400	416,500	446,700
61	249,400	312,100	365,500	416,800	447,100
62	250,700	312,700	366,100	417,400	447,400
63	251,800	313,500	366,600	418,000	447,700
64	253,000	314,300	367,200	418,600	448,000
65	253,700	315,000	367,600	419,200	448,200
66	255,000	315,900	368,100	419,800	448,500
67	256,200	316,700	368,600	420,300	448,800
68	257,500	317,600	369,100	420,900	449,100
69	258,400	318,400	369,300	421,500	449,300
70	259,600	319,100	369,600	422,000	449,600
71	260,900	319,600	370,000	422,600	449,900
72	262,000	320,300	370,300	423,200	450,100
73	262,800	320,500	370,800	423,700	450,300
74	264,100	321,000	371,000	424,300	
75	265,400	321,400	371,500	424,800	
76	266,700	321,700	371,900	425,400	
77	267,600	322,200	372,200	425,900	
78	268,800	322,500	372,700	426,500	
79	270,000	323,100	373,200	427,200	
80	270,900	323,700	373,700	427,800	
81	271,700	324,300	374,200	428,100	
82	272,800	324,700	374,600	428,700	
83	273,800	325,000	375,100	429,400	
84	274,700	325,300	375,600	430,000	
85	275,700	325,500	376,000	430,400	
86	276,700	325,800	376,500	430,900	
87	277,600	326,000	376,900	431,600	
88	278,600	326,300	377,400	432,300	
89	279,900	326,600	377,900	432,500	
90	280,800	326,900	378,400		
91	281,800	327,100	378,900		
92	282,600	327,400	379,400		

93	283,400	327,600	379,700		
94	284,100	327,800	380,100		
95	284,900	328,200	380,600		
96	285,600	328,600	381,000		
97	286,300	328,800	381,500		
98	286,900	329,100	381,800		
99	287,500	329,500	382,300		
100	287,900	329,900	382,700		
101	288,400	330,100	383,300		
102	288,800	330,300			
103	289,200	330,500			
104	289,500	330,700			
105	290,000	331,100			
106	290,600	331,300			
107	291,000	331,500			
108	291,500	331,800			
109	291,900	332,100			
110	292,200	332,400			
111	292,500	332,700			
112	292,800	333,000			
113	293,000	333,200			
114	293,200				
115	293,600				
116	293,900				
117	294,100				
118	294,500				
119	294,900				
120	295,300				
121	295,500				
122	295,700				
123	295,900				
124	296,200				
125	296,600				
126	296,900				
127	297,100				
128	297,300				
129	297,600				
再任用職員	229,600	231,600	279,700	320,400	349,200

備考

この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		173,300	212,900	246,100	266,700	275,100	286,400	309,500	327,000	365,500

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		227,400	253,100	267,900	278,800	289,000	297,600	307,700	317,700	331,000

教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円	円	円	円	円
		230,000	289,900	304,400	320,000	337,000

教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	特2級	3級	4級
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円	円	円	円	円
		214,800	282,400	290,200	297,700	318,600

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円	円	円	円	円
		213,800	244,400	283,900	310,500	365,400

医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円 275,300	円 336,300	円 373,900	円 392,700

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円 171,300	円 206,200	円 236,500	円 248,500	円 271,200	円 284,200	円 308,800

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円 214,700	円 237,400	円 255,100	円 263,100	円 274,800	円 301,500	円 320,300

海事職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
定年前再任用短時間勤務職員		円 208,300	円 233,200	円 268,300	円 302,800	円 315,200

別記第3

第6条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	398,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第6条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	332,000
2	367,000
3	394,000

別記第4

第7条の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

人事管理に関する報告

新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を守るため、全庁を挙げた動員体制の下、昼夜を問わず懸命に業務に従事する職員、また教育活動と感染症対策の両立という困難な課題に学校一丸となって取り組んでいる教職員に対し、衷心からの敬意と感謝を表すものである。

新型コロナウイルス感染症対策も 3 年目となり、何度も流行の波を繰り返すウイルスへの対応の先行きが不透明な中、知事部局においては時間外勤務の状況やメンタルヘルスの状況など、職員の心身への過度な負担が懸念される状況となっている。

職員が十分に能力を発揮するためには心身への不安なく働ける勤務環境の整備が必要であり、平時ではない多忙な時期であるからこそ、より一層の対策が求められるものと考えます。

このような状況を踏まえ、本年の人事管理に関する報告では、長時間労働の現状を踏まえた勤務環境の整備について重点的に意見を述べることとする。

1 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正等

ア 時間外勤務等の状況

官民で働き方改革の取組が進められている中、本県では、平成 31 年 4 月から、人事委員会規則により職員が時間外勤務を行うことができる上限時間を設定している。原則、1 年につき 360 時間、他律的業務の比重が高い部署にあっては 720 時間とし、大規模災害への対処等の重要な業務であって特に緊急を要する特例業務（以下、「特例業務」という。）に従事する職員に対しては、これらの上限を超えて時間外勤務を命ずることができることとしている。

職員 1 人当たりの年間時間外勤務時間数は、知事部局においては平成 28 年度以降、逡減傾向にあったが、令和 2 年度より増加に転じているところであり、令和 3 年度には、150 時間から 182 時間と大幅に増加し(参考資料第 31 表)、また、年 360 時間を超える時間外勤務を行った職員の割合も 8.2%から 13.8%に増加している

(参考資料第 28 表)。

令和 2 年 2 月以降、新型コロナウイルス感染症対策に係る組織の拡充や、全庁的な支援体制、外部委託などの対策を取られてきたところであるが、令和 3 年度は特例業務以外の業務についても上限時間を超えて時間外勤務が命じられた職員が増加している(参考資料第 28、29 表)。これは、新型コロナウイルス感染症対策業務に従事することとなった職員の業務を他の職員が代わりに行うことによる時間外勤務が増えていることも一因と推察される。

また、教育委員会、警察においては、年 360 時間を超える時間外勤務・時間外業務を行った職員の割合は、概ね昨年同様であり、新型コロナウイルス感染症対策業務の影響が知事部局ほど顕著ではない状況が窺われる(参考資料第 28 表)。

イ 業務マネジメント及び業務改善

長時間労働の是正のためには、組織全体で時間外勤務の縮減に取り組むことが必要である。

各所属の管理職員は、業務の進捗状況等を的確に把握するなど所属におけるマネジメントに努め、職員に不要不急の時間外勤務を行わせないことが重要であるとともに、管理職員が主体となって組織的に時間外勤務縮減対策を推進する体制を構築することが求められる。

また、各任命権者においては、時間外勤務の上限時間を形式的に遵守することが目的化することのないよう、各所属に時間外勤務の上限の遵守をただ求めるのではなく、必要に応じて人事面での措置を講じながら、RPAやAIなどの活用による組織全体での業務の効率化や、廃止を含めた事業の抜本的な見直しによる業務量の削減等を図っていく必要がある。

加えて、管理職員を対象としたマネジメントに関する研修や、個々の職員の状況に即した改善のための指導・助言等を適宜行うなど、各所属の下支えをしていくことが重要である。

また、テレワークによる在宅勤務やWeb会議などのITを活用した働き方が広がる中で、この流れを、より効率的な業務の実施等、更なる業務改善につなげていく必要がある。

ウ 業務量に応じた体制整備

上記アでも述べたとおり、新型コロナウイルス感染症に対応するため、保健所の職員をはじめとして多くの職員が特例業務に従

事し、上限時間を超えて時間外勤務を行っているところであり、特例業務以外の時間外勤務でも上限を超える職員が増加してきている。

また、学校現場においても、リモート授業のための準備や学校施設内の衛生管理などの業務が生じているところである。

新型コロナウイルス感染症の発生以来、機動的な人員配置、業務の外部委託等により職員の負担軽減に取り組まれてきたところであるが、令和3年度の知事部局の職員一人当たりの年間時間外勤務時間数は182時間と、この10年間で最大の時間数となったところである。令和4年7月以降の感染急拡大期には、通常業務は、やむを得ないものを除いて先送りするなどの緊急措置がとられたところであるが、引き続き新型コロナウイルス感染症対応業務の外部委託を進めるなど、感染流行の波に対して、サステイナブルな業務執行体制が確保できるよう、取組を進める必要がある。

限られた要員の下で体制を維持していくためには、各任命権者において、引き続き、特定の所属・職員に負担が集中しないよう十分に配慮しながら、業務量に応じた要員の配置など、柔軟な人事管理を行っていく必要がある。

また、業務量に比して要員が十分でなく、恒常的に上限時間を超える時間外勤務を命じざるを得ない所属等については、職員の健康確保のためにも、業務量に応じた要員を確保される必要がある。

また、一部業務を停止している現下の状況を、業務の削減・合理化に取り組む契機とすることも肝要と考える。

エ 教員の長時間労働の是正

学校現場における教員の長時間労働については、教育委員会において、いわゆる「超勤4項目」以外の業務のための時間を含む「在校等時間」から所定の勤務時間を除いた時間数についての上限（以下、「時間外業務時間の上限」という。）が設定され、原則月45時間、年360時間等となった。

令和3年度の県立学校の教員の時間外業務の状況をみると、年360時間を超える時間外業務を行った職員の割合は令和2年度より減少しているが、一定数の教員がまだまだ長時間勤務を行っている実態があり、更なる学校業務の見直しが求められるところである。

具体的な業務の見直しに当たっては、学校長による学校運営における課題の的確な把握と、大胆な業務の精選が必要と考えられるところである。

本年6月には、心身の不調から業務の軽減を求めた教員に対し、学校長等が抽象的な指示を繰り返し、具体的な措置を講じなかったことが安全配慮義務違反にあたるとして損害賠償請求を認めた大阪地裁判決が確定したところであり、学校長をはじめ管理職員が、業務時間縮減のための具体的な措置を講じ、取組を適切に行っているか確認できる体制を構築することが求められるところである。

また、在校等時間には、教員が自宅等で行う、いわゆる「持ち帰り業務」の時間が除外されていることから、単に時間外業務時間の上限の遵守のために持ち帰り業務の時間が増加することのないよう留意する必要がある。

オ 勤務時間の適正管理

本県では、ICカード職員証などを活用した客観的な記録を基礎とした勤務時間管理が行われているが、各所属の管理職員には、退庁時刻と勤務終了時刻との乖離の状況等も含めて部下職員の勤務時間の適正管理に努めることが求められる。

出退勤等の時刻の登録が正確になされなければ、勤務実態の正確な把握という勤務時間管理の意義が失われ、有効な時間外勤務縮減対策を講じることが困難となることから、不正確な登録が行われることのないよう十分に留意する必要がある。

学校現場においても、学校長等の管理職員が職員の勤務時間を正確に把握することはマネジメントにおいて重要である。特に教員の正規の勤務時間外における業務は、原則として時間外勤務命令に基づくものではないことから、各教員が持ち帰り業務を含めて正規の勤務時間外に行っている業務内容の把握と勤務時間の適正な管理がより一層求められるところである。

(2) 心身の健康保持

ア 健康障害の未然防止

職員の健康保持は、職員やその家族にとって重要であるだけでなく、公務を効率的かつ的確に実施するという観点からも重要な課題であり、各任命権者は、職員の心身にわたる健康の保持に努める必要がある。

そのためには、まず、健康障害を未然に防止することが重要であり、適切な勤務時間管理や相談しやすい職場づくり、長時間労働による健康障害や心の健康に関する職員の意識啓発等の取組を推進することが大切である。

長時間労働による健康障害の防止については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等で定める基準に基づき、職員に対して医師による面接指導を行うこととされている。本県ではこれに加え、各任命権者において、時間外勤務実績が月100時間以上等となった職員に対して、申出がなくとも医師による面接指導を実施する取組も行われているが、面接指導の対象者に対して確実に面接指導を実施するなど、引き続き長時間労働による健康障害の防止のため取り組んでいく必要がある。

なお、医師の面接指導等を実施した場合には、必要な事後措置や改善策を講じていくことが肝要である。

イ メンタルヘルス対策

長期療養者に占める精神疾患の割合は総じて高く、各任命権者においては、未然予防から再発防止まで体系的なメンタルヘルス対策が行われているが、知事部局においては、令和2年度から精神疾患による長期療養者数が増加傾向にあり、職員数に占める精神疾患による長期療養者数の割合は、この10年ほど1%台で推移してきたところであるが、令和3年度には前年度より0.7ポイント上昇して2.6%となり、人数も52人から71人と19人増えている（参考資料第36表）。また、メンタルヘルスに関する健康相談の件数も、令和3年度には前年度から1,000件近く増え2,389件に上っている（参考資料第37表）。

これらの知事部局における急激な数値の上昇の背景には、令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症対策業務の影響があるものと考えられるところであるが、令和3年度の数値が顕著に上昇していることから、対策の長期化による心身への負担の蓄積が職員のメンタルヘルスを悪化させていることが考えられる。

心の健康の保持増進のためには、職員自らが早期にストレスの状態に気づき、対処していくことが重要であるが、新型コロナウイルス感染症対策のような終期の見えない業務が続いて心身への負荷がかかりやすい状況においては、周囲の職員、健康管理担当スタッフ、産業医等による総合的な支援が平時以上に重要となる。また、

相談件数の急激な増加などに対応できるよう、相談体制を含めた健康管理体制の拡充が必要である。

さらに、早期発見のためには、ストレスチェックなどを有効に活用し、過重なストレスを感じている職員に対しては、周囲、特に管理職員が職員個人の状態を注意深く見守り、人事上の措置も含めて的確にサポートし、ストレスの軽減を図るなど、メンタルヘルスケアの充実に努めることが必要である。

また、長期の休職者に対しては、各任命権者が定めている職場復帰支援プログラムを着実に実施するとともに、職場復帰訓練などを行う際には、専門家による支援体制を充実し、訓練対象者の体調や心理状態に合わせて柔軟な対応を行うなど、休職者が安心して復帰できるよう、復職後の支援も含めた職場全体によるサポート体制の充実が重要である。

(3) 仕事と家庭生活等の両立支援

ア 仕事と家庭生活の両立支援

誰もが活躍できる社会の実現に向けて、子育てや家族の介護等を行う職員が安心して仕事ができる環境の整備や働き方の見直しは、職員のワーク・ライフ・バランスの実現や公務能率の一層の向上の観点からも重要な取組である。

本県では、従来から、国、他の都道府県の状況等を踏まえながら仕事と家庭生活の両立支援にかかる制度の充実・整備を図ってきているところである。

こうした制度の充実・整備を意味あるものにするためには、職員が制度を利用しやすい環境を整備することが重要である。各任命権者においては制度の周知・意向確認や職場環境整備など利用促進に向けた取組をより一層推進する必要がある。

イ 治療と仕事の両立支援

医療の進歩によって、がんは治る、もしくは治療を続けながら安定状態を保つことができる病気となってきたことから、がんの治療と仕事を両立できる職場づくりが官民を通じての課題となっている。

がんにかかることで体力の低下や治療による副作用などが生じることから、これまでも各任命権者において業務の負担軽減などの配慮等が行われてきているところであり、引き続き個々の病状に応じた対応など治療と仕事の両立を支援していく必要がある。

(4) ハラスメントの防止・対策

改正労働施策総合推進法の施行に伴い、各任命権者においては、職場におけるハラスメント防止に向けた要綱等を改正し、職員への啓発、相談体制の整備などの対策が講じられているところであるが、ハラスメント相談件数は増加傾向にある。

各任命権者においては、引き続き、上記改正法等を踏まえ、セクハラ、パワハラをはじめ、妊娠、出産、育児、介護に関するものなどハラスメントが潜在化しないよう実態や課題を的確に把握し、防止・対策のための実効性のある取組を進める必要がある。

ハラスメントを潜在化させないためには、職員一人ひとりがこうした行為を見過ごさず、当事者でなくても相談できることが必要であり、相談窓口となっている者及び管理監督職員等が相談等を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、速やかに適切な措置を講じる必要がある、その事案がハラスメントに当たるかどうかに限らず、勤務環境を悪化させるおそれのある行為であれば、事態の深刻化を防ぐことが重要である。

職員の尊厳や人格を害する行為は、職場全体の勤務環境にも悪影響を及ぼすだけに留まらず、貴重な人材の損失に繋がるものである。各任命権者においては、引き続き職員のハラスメント問題に対する関心、理解を深める等、ハラスメント防止に向けた取組を着実に実施するとともに、職員から相談等があった場合には、迅速かつ実効性のある対応がとられるよう相談体制を機能させていくことが強く求められるところであるが、相談件数が増加している状況に対して、現体制で十分な対応ができているかどうか点検し、必要に応じて体制の拡充を検討する必要があるものと思われる。

また、同じ言動でも言い方やタイミングで相手の受け止め方や伝わり方が変わるところであり、管理職・部下職員双方において円滑なコミュニケーションを図るよう努め、特に管理的な職にある職員は自らの言動の意図するところが十分に相手に理解されるよう努めるなど、日頃から職場全体のコミュニケーションの円滑化を図り、職場の心理的安全性(※)を高めることが重要である。

(※) 組織の中で自分の考えや気持ちを誰に対してでも安心して発言できる状態のこと

(5) 柔軟な勤務時間制度の検討

人事院では、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時

間制度等を検討され、本年8月、人事院は公務員人事管理に関する報告において、フレックスタイム制の柔軟化等について、令和5年4月から必要な措置を速やかに講ずることとされた。

フレックスタイム制のコアタイム（職員が必ず勤務しなければならない時間帯）の短縮、週1日は免除可能とするなどが検討されており、職員の勤務条件及び公務能率の向上、ワーク・ライフ・バランスの実現に資するものであることから、国の動向を注視し、本県の勤務環境等を踏まえて必要な検討を行うこととする。

2 人材の確保

近年、我が国では生産年齢人口の減少や民間企業の採用拡大等により人材確保を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。一方で、社会経済情勢が変化する中、複雑・多様な行政課題に的確に対応し、行政サービスを安定的に提供していくためには、多様で有為な人材を確保していくことが求められる。

本県では、これまで、仕事説明会の開催や大学等への訪問、インターンシップの実施やSNSの活用による情報発信を行ってきた。一昨年からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、仕事説明会をオンラインで実施したほか、試験制度については、民間企業指向の受験者でも受験しやすい事務職種の試験「キャリア総合コース」の試験日を、他の事務職種の試験日より前倒しし、民間企業の就職活動時期に近づけることで受験者確保を図った。また、いわゆる「就職氷河期世代」を対象とした採用試験を実施するなど、幅広く有為な人材を確保するための取組を行っているところであるが、一部の技術職種においては採用予定者数の確保が困難な状況が続いている。

本年8月、人事院勧告において、試験実施時期の前倒し、受験しやすい試験科目・区分の検討など、国家公務員採用試験の見直しについて検討を進めるとされた。

本委員会では、引き続き、任命権者と連携し、国、他の地方公共団体の動向を注視し、本県採用試験の在り方の見直しについて、必要な検討を進めていくこととする。

3 定年引上げへの対応

国家公務員の定年引上げに伴い、改正地方公務員法（令和3年法律第63号）が公布され、地方公務員の定年についても令和5年度から、60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることとなっ

た。

定年引上げ期間中は、定年退職者がいない年度が生じるが、本年6月に総務省が示した地方公務員の定年引上げに伴う定員管理に関する基本的な考え方及び留意事項等に沿い、本県の職種ごとの年齢構成や人事管理の実情を十分考慮した上で、年度ごとの職員採用を平準化するとともに、中長期的な観点からの定員管理を行う必要がある。

4 会計年度任用職員等の勤務条件

従来から、公務においては、行財政改革を進める一方で、多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、事務の種類や性質に応じ、非常勤職員・臨時的任用職員といった多様な任用・勤務形態の職を活用してきたところであり、これらの職員は、公務の担い手として欠くことのできない存在になっている。

会計年度任用職員の休暇制度については、昨年度から、病気休暇、子の看護休暇、短期介護休暇を有給とされ、昨年的人事院の国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出等に基づき、今年度から、非常勤職員に常勤職員と同等の出産・育児に関する休暇・休業等に関する措置を講じることとされたところである。今後とも国、民間の状況等を踏まえつつ、常勤職員との均衡を考慮して見直しを検討していく必要がある。